



Information 紀南病院総務課

条件を満たせば返還が免除となります

## 看護師の修学資金貸与制度利用者を募集

紀南病院組合では、資格取得後紀南病院組合に勤務することを条件として、看護師養成学校就学中に毎月一定金額を貸与する修学資金貸与制度を実施します。

【貸与金額】 月額5万円

【貸与期間】 令和4年4月から養成学校就学中

※すでに在学中の方も、令和4年4月から適用

【応募資格】

- 令和4年4月より看護師養成学校に入学を希望しており、昭和62年4月2日以降に生まれた方
- 現在、看護師養成学校に在学しており、令和4年4月以降も在学し、卒業時に40歳以下の方
- 看護師養成学校を卒業後、ただちに紀南病院組合（紀南病院およびきなん苑）に勤務する意志のある方

【募集人数】 5名程度

【受付期限】 8月13日（金）

※郵送で応募する場合は必ず書留とし期限日必着

【試験日】 8月24日（火）

【試験内容】 作文、個人面接

【修学資金の返還免除】

養成学校卒業後、1年以内に看護師免許を取得し、ただちに紀南病院組合の常勤看護師として勤務に就き、修学資金貸与期間と同期間、引き続き勤務した場合、修学資金の返還義務を免除

▶詳しくは、紀南病院総務課（☎05979-2-1333）までお問い合わせください。

Information 役場福祉課

国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されている方へ

## 限度額認定証の更新のお知らせ

◆「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」をお持ちの方へ

医療費の自己負担額等が減額される、「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」の有効期限は7月31日（土）までです。更新の手続きは、次のとおりです。

【対象者】

● 限度額適用・標準負担額減額認定証

町の国民健康保険、もしくは後期高齢者医療制度の対象の方で、世帯全員が住民税非課税の方

● 限度額適用認定証

国民健康保険に加入している70歳未満の方、70歳以上の国民健康保険もしくは後期高齢者医療制度の加入者で、3割負担の方

更新手続きが不要な方…新しい認定証を7月下旬に送付します。

更新手続きが必要な方…申請案内を送付しています。  
【準備物】 保険証、印鑑、マイナンバーのわかるもの  
※代理で申請する場合には、代理人の身分証明書（免許証、保険証など）が必要です。

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。



Information 役場福祉課

## 児童扶養手当と特別児童扶養手当の支給

### 1 児童扶養手当

児童扶養手当制度とは、父（母）がいない子どもを養育している家庭等を対象とし、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

※所得制限があり、1月から6月までに請求される場合は前々年の所得、7月から12月までに請求される場合は前年の所得により、その年度（8月から翌年7月まで）の手当が全部支給、一部支給、全部停止の区分から決まります。（表A参照）

### ◆ 対象者

次の5項目などに該当する、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子ども（一定の障がいがある場合は20歳未満）を扶養している父（母）または養育者。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 父（母）が死亡した子ども
- ③ 父（母）が重度の障がいの状態（年金の障害等級の1級程度）にある子ども
- ④ 父（母）の生死が明らかでない子ども
- ⑤ 父（母）が、母（父）の申し立てにより保護命令を受けた子ども

### ◆ 手当の額

《対象児童1人・全部支給の場合》  
月額43,160円  
《対象児童1人・一部支給の場合》  
月額43,150円から10,180円  
※2人目は、月額最大10,180円  
3人目以降は、1人につき最大6,110円

※要件を満たしており、手当を受給されていない方は役場福祉課までお問い合わせください。

【表A】 児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の数 (税法上の人数)	父または母の所得		配偶者および 扶養義務者の所得
	全部支給	一部支給	
0人	49万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人以上	1人につき 38万円ずつ加算	1人につき 38万円ずつ加算	1人につき 38万円ずつ加算

※扶養義務者とは、請求者と同居している父母兄弟姉妹などのことです。

### 2 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当制度とは、心身に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

### ◆ 対象者

精神または身体に政令で定める程度（国民年金法1級および2級に相当）の障がいがある20歳未満の児童を養育している父（母）または養育者。

### ◆ 手当の額

《1級》 月額52,500円  
《2級》 月額34,970円  
※要件を満たしており、受給されていない方はお問い合わせください。

### ● 現況届、所得状況届の提出について

児童扶養手当を受給している方は、「現況届」を8月31日（火）までに、また特別児童扶養手当を受給している方は、「所得状況届」を9月10日（金）までに提出してください。

【表B】 特別児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の数 (税法上の人数)	請求者の所得	配偶者および 扶養義務者の所得
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
3人	573万6千円	696万2千円
4人以上	1人につき 38万円ずつ加算	1人につき 21万3千円ずつ加算

※扶養義務者とは、請求者と同居している父母兄弟姉妹などのことです。

これらの届けは、手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するもので、届けの提出がないと、8月以降の手当の支給ができなくなりますので、ご注意ください。

なお、「現況届」および「所得状況届」は、8月上旬に役場福祉課から送付しますので、必要事項を記入のうえ、福祉課に提出してください。

▼詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。